

平成二十六年八月十日発行
皇學館論叢第四十七卷第四号
抜刷

研究ノ一ト

古代における宇佐神宮の女禰宜

須
藤
恵
里

古代における宇佐神宮の女禰宜

須藤 恵 里

□ 要 旨

全国の八幡社の根本社である豊前国に鎮座される宇佐神宮は、古代においては宇佐氏、辛嶋氏、大神氏の三氏によって奉斎されていた。宇佐氏は宇佐地域土着の氏族であり、宝亀四年（七七三）に少宮司家に定められた。辛嶋氏は朝鮮半島のシャーマニズム文化を持った渡来系氏族であり、宝亀四年に禰宜家に定められた。大神氏は大神神社の大神氏との関連が考えられ、宝亀四年に大宮司家に定められた。その三氏の中の辛嶋氏と大神氏の女性は女禰宜という職に就いて、神の託宣を聞いたり御籙の開閉をする等、神に非常に近い所で奉仕していた。鎌倉時代辺りになると

文献に女禰宜が活動したことを記す記事は見られなくなり、上古は女官が奉仕していたという内容の記事が見られるようになる。女禰宜が衰退してからは、奉仕者が、祠官・序内・神人の三等に分けられるようになった。本稿では、あまり取り上げられない宇佐神宮の女性祠官である女禰宜の実態に迫ってゆくこととし、女禰宜を輩出した杜家の辛嶋氏と大神氏についても考究することとした。

□ キーワード

宇佐神宮 女禰宜 辛嶋氏 大神氏

はじめに

神社に奉仕してきた女性、童女には神宮の齋王・物忌（大物忌・宮守物忌・地祭物忌・酒作物忌・清酒作物忌・瀧祭物忌・御塩焼物忌・土師器作物忌・山向物忌・御炊物忌・御塩焼物忌・菅裁物忌・根倉物忌・高宮物忌）や賀茂大社の齋院・忌子、鹿島神宮・香取神宮の忌子、宇佐神宮の女禰宜がいた。巫女は現在でも神社に奉仕している。齋王・齋院・物忌・忌子は、神宮・賀茂大社・鹿島神宮・香取神宮についてみてゆく時に神社史や諸文献、または関連する研究書の中でしばしば触れられるが、宇佐神宮の女禰宜とはどのような役職であるのだろうか。

宇佐神宮の八幡信仰について長年研究を続けて来られた中野幡能氏等の先行研究⁽¹⁾によると、女禰宜は古代の八幡宇佐宮に奉仕した女性であり、シャーマンとしての性格が強く、神憑りをして託宣をするシャーマニズムを長く残した存在であったようだ。古代より宇佐神宮に奉仕してきた大神氏と辛嶋氏の女性が就き、必ずしも幼年とは限られなかった。

本稿において、女禰宜の実態を明らかにしてゆきたいと思う。第一章ではシャーマンについて触れつつ女禰宜の詳細に迫って行きたい。第二章から第三章では、宇佐神宮に奉仕し、

女禰宜を輩出した辛嶋氏と大神氏について考察することにした。

第一章 女禰宜

第一節 女禰宜が活躍した時代

小平美香氏は『女性神職の近代——神祇儀礼・行政における祭祀者の研究——』の中で、冒頭に挙げた伊勢の神宮の物忌に、触れている。物忌の中で最も高い地位にある大物忌について、『皇太神宮儀式帳』と『皇太神宮年中行事』を根拠に「大物忌は正殿の御扉開閉・御鑰管理など成人男性の禰宜にもまさる奉仕特権を有していた」（同書、一四二頁）と述べられ、また、その物忌が童女であるのに対して、同じく御扉開閉・御鑰管理を役割としていた八幡宇佐宮の女禰宜は成人女性であったことを『八幡宇佐宮大神宮大神氏系図』と『宇佐八幡宮行事例定文』を根拠に挙げて述べられている。

宮内彩子氏は平成二十一年（二〇〇九）に皇學館大学の卒業論文「女子神職の研究」の中で「物忌という形の女性神人が多い中で少し特殊なのが宇佐八幡宮の女禰宜」（同論文、九頁）と述べられている。宮内氏の論をまとめると、辛嶋氏と大神氏が

世襲した女禰宜は古代から中世に活躍し、神託を人々に伝える役目をしてきた。それが彼女等の特徴とも言える。その託宣は国政をも左右するほどのものであった。この特徴から、奉斎氏族の女性はまけりは祝として仕えていたが、後に禰宜（祝より上位）として仕えるようになる。文献の中では大宮司・宮司より上に記載され、東大寺大仏開眼供養では御禁色の紫色の御輿に乗って参列し、装束は女房装束であった。このことから、宇佐の女禰宜は神官の中でも上位にあつたことが分かる。託宣というシャーマン的役割を持ち、今の神職の職掌とは少し異なるかもしれないが、女禰宜も当初は祝として祭祀を行っており、女性神人である、ということである。

この二人の研究から、大まかな女禰宜の姿が窺えるが、細部においては問題点も少なくない。まずは、女禰宜がいつの頃からの役職なのかを探ってゆきたい。

国政を左右するほど女禰宜の託宣が朝廷から重要とされていたならば、女禰宜、或は八幡神の託宣に関連するなんらかの記事が正史に記録されているのではないだろうか。延暦一六年（七九七）に菅野真道らにより編纂された『続日本紀』、孝謙天皇の天平勝宝元年（七四九）一二月丁亥（二七日）条に「八幡大神禰宜尼大神朝臣杜女」（新訂増補国史大系本、二〇六頁）、孝謙天皇の天平勝宝六年（七五四）一二月丁亥（二七日）条に

古代における宇佐神宮の女禰宜（須藤）

「従四位下大神朝臣杜女」（同本、二二二頁）とあり、奈良時代中期は大神杜女という女性が女禰宜を務めていたことが分かる。次に、女禰宜の存在はいつまで溯るのだろうか。同書、聖武天皇の天平二〇年（七四八）八月乙卯（一七日）条に「八幡大神祝部従八位上大神宅女。従八位上大神杜女並授^三外従五位下。」（同書、一九六頁）とあり、正史で溯ることが出来るのはここまでである。

では、正史以外の文献ではいつまで溯れるのだろうか。『八幡宇佐宮御託宣集』（中野幡能校注、『神道大系 神社編四七 宇佐』に収録、以下『御託宣集』という）という宇佐神宮の史書がある。この文献は、鎌倉時代終わりに大神氏出身の法師神叶うんによって編纂された史書で、全一六巻から成る。『御託宣集』第五巻の「自^二淳名倉太珠敷天皇御世。辛嶋勝乙目^レ為^レ祝。」^②爰乙目之妹黒比売。采女并御戸代。（略）辛嶋勝意布売^レ為^レ祢宜。右人等自^二大宝元年^一以前而奉^レ仕矣。次辛嶋勝波豆米^レ今^レ為^レ祢宜。」（神道大系本、六八頁）の記事がこの文献における女禰宜の初見である。

『辛嶋氏系図』（同本、七五六頁～七六六頁）によると、孝徳天皇大化四年（六四九）に酒井社に奉仕した志津米が辛嶋氏初の女禰宜として記録されている（神道大系本、七五八頁）。これらの記事を信用するならば、祝職は六世紀末期頃から存在し、

辛嶋氏の女性が祝から禰宜に任じられるようになったのは七世紀の志津米以降であると言える。

次に『辛嶋氏系図』と『大神氏系図』（共に神道大系本）をもとに歴代の女禰宜の一覧を掲げる。『辛嶋氏系図』の記事には「辛嶋」を、『大神氏系図』の記事には「大神」の略称を付している。尚、『大神氏系図』に記載が無いが、大神杜女と同時期に祝職に大神宅女という人物がいた。杜女については『続日本紀』の聖武天皇の天平二〇年八月乙卯の条に「八幡大神祝部従八位上大神宅女。従八位上大神杜女並授外従五位下」とある。

歴代の女禰宜一覧

(辛嶋¹⁾・辛嶋氏系図
大神²⁾・大神氏系図

歴代の女禰宜	歴代の女禰宜についての記事
辛嶋勝乙目	敏達天皇御宇、為「祝職」奉「仕尊神」。「辛嶋」
辛嶋里比目	郡瀬社禰宜「辛嶋」
辛嶋勝古津米	推古天皇御代五年、為「祝職」奉「仕尊神」。「辛嶋」
酒井勝志津米	孝徳天皇大化四年、為「禰宜」奉「仕尊神」。「辛嶋」
辛嶋勝茂津米	白鳳三年、為「禰宜」奉「仕尊神」。「辛嶋」
辛嶋勝意布米	元明天皇御宇、為「禰宜」奉「尊神」・和銅二年九月五日、正六位下二任官、「辛嶋」
辛嶋勝波豆米	天智天皇御宇、為「禰宜」奉「仕尊神」・靈龜九年八月二十二日、正六位下二任官、「辛嶋」

大神杜女	從四位下・孝謙天皇天平宝字元年己丑十二月戊寅、東大寺御供養之時、為「神跡入京」其輿紫色、同時授「從四位下」〔大神〕
辛嶋勝久須賣	勝宝二年三月十三日、正六位下、「辛嶋」
辛嶋勝志奈布米	任「禰宜」、宝字三年八月二十一日、正六位下、「辛嶋」
辛嶋勝與曾米	為「禰宜」、神護元年九月、正六位下、「辛嶋」
辛嶋勝阿古女	禰宜、宝龜三年九月五日、正六位下、「辛嶋」
辛嶋勝豊比賣	同奉仕「辛嶋」
大神多富良女	宇佐女禰宜「大神」
大神豐子	女禰宜「大神」
大神犬子	女禰宜、清和天皇天長甲辰「大神」
大神成子	寛和二年四月十一日官符、女禰宜「大神」
大神喜多良女	女禰宜「大神」
大神清子	女禰宜「大神」
大神定子	女禰宜「大神」
大神永子	女禰宜「大神」
大神好子	女禰宜「大神」
大神光子	女禰宜「大神」
大神直子	女禰宜、寛治二年十月一日官符、「大神」
大神忠子	女禰宜、若宮社司、勤「仕神事」廿五年、「大神」
大神安子	女禰宜「大神」
女	參女禰宜、御占七歳「大神」

女禰宜の活動がいつ迄確認出来るのだろうか。正史の中では大神杜女以後、その活動が確認出来ない。『御託宣集』の中では、第一〇巻の「光仁天皇十年。宝龜十年己未（中略）大宰府解云。大御神託^三称宜与曾売^{よそめ}宣。」（同書、一四三頁）の記事から、宝龜一〇年（七七九）まで女禰宜の活動が確認出来る。

世襲の家である辛嶋氏と大神氏の系図では、いつまで確認出来るのであるうか。『辛嶋氏系図』では、宝龜三年（七七二）九月に阿古米^{あこめ}が任じられて以来、女禰宜の記録は見られない。系図によれば阿古米の妹となっている豊比売も女禰宜として奉仕したようであるが、何年に任じられたかは不明である。『神道大系 神社編四七 宇佐』に所収されている『大神氏系図』では、最後に大神氏から出た女禰宜は「女 参女禰宜 御占七歳」（神道大系本、七四九頁）とあるだけであるため正確な年代は不明であるが、彼女の五代前の重利^{しげと}の妹が寛治二年（一一〇八）に女禰宜に任じられていることと、大体二〇歳前後で結婚して子供が生まれたとすると、重利から「女」まで大体百年近く経っており、「女」は平安時代末から鎌倉時代初期の人と推測される。

ここでもう一つ注目したことがある。それは、女禰宜が系図上に名前ではなく「女」と記載されていることである。「女」の親戚の忠子までは女禰宜に就任した女性は皆名前で記載されて

古代における宇佐神宮の女禰宜（須藤）

いるが、「女」は禰宜になったにもかかわらず名前で記載されていないのである。古代の女性は、よほどのことがない限り系図上に名前が残されることは無かった。しかし、女禰宜の名前が系図に残されているということは、八幡宇佐宮の中でも氏族の中でも、それだけ女禰宜が重要な立場であったということである。ずっと名前が残されてきた女禰宜が単に「女」とのみ記載されるということは、すなわち、女禰宜が八幡宇佐宮の中でも氏族の中でもさほど重視されなくなったと考えられる。しかも、この後も大神氏の女性は皆「女」としか記録されておらず、大神氏から女禰宜が出たことは系図上で確認出来なくなっている。

では、八幡宇佐宮の関係文書に何か記録が残っていないのだろうか。『大分縣史料（三〇）第一部 補遺（二）宇佐八幡宮関係文書』の中に『到津文書』が所収されており、この文書に女禰宜に関する最も新しい記事があった。『到津文書』とは、大神氏の一流である到津氏に伝来した宇佐神宮に関係のある文書のことである。また、到津氏とは、宇佐公世^{よこよ}の三男公連^{みつら}が鎌倉時代後期に豊前国到津庄の地頭として到津氏を称したことに始まる家である。この『到津文書』の「女禰宜装束着宮事」に

「一 女称宜装束三具着宮在^レ之、唐衣三紫織物 唐裳三摺 袴三紅 扇三本 女官事、任^三先例^二可^レ備^レ之旨被^二仰出^一了。」（大

分縣史料(三〇)』第一部 補遺(二) 宇佐八幡宮関係文書、七六頁)とある。前後の記事が応永三三年(一四二六)の記事であることから、この記事も同年の記事と考えて良いだろう。応永二七年の放生会の記事には「奉_レ開_二御殿_一天御_レ駿_ヲ奉_レ出_テ上古女官也、今太_レ宮司所_レ役也。」(同書、六五頁)「一 陣烈次第 先御装束、(中略)次_レ祠官、次_三所御輿、次上古ハ女官」(同書、同頁)とあり、元々は女禰宜が奉仕した所役を大宮司が代わっていたり、女禰宜が陣列から抜けていたりする。

また、鎌倉時代頃の成立と言われている『宇佐宮寺年中行事一具勤行次第』(神道大系本)という文献があり、これを見ると行事の内容、神官、社僧の役割、服制等が分かるのであるが、ここからは「女禰宜」の文字は完全に見られなくなっている。宮内氏によると、女禰宜の活躍した時代は中世までのようであるが、女禰宜が祭祀に関わらなくなったのか、女禰宜自体が無くなってしまったのか、いずれにしても、この記事は女禰宜の衰退を示している。高取正男氏は『神道の成立』(平凡社、昭和五四年一月)で、神託の正否を卜定する制が律令に規定され、その励行が、神霊が女性に憑依して託宣を発する女性司祭の風習と信仰を後退させる事になったのではないか、と論じておられる(同書、二六六頁)。

『今永文書』^③に「禰宜 禰宜大夫 北崎織部 同多治馬 権

禰宜大夫 旧谷藤大夫」(『大分縣史料(三〇)』第一部 補遺(二) 宇佐八幡宮関係文書、二八八頁)とある。この記事から、女禰宜は、後に禰宜大夫と権禰宜大夫に分かれ、男性が就任するようになったことが窺える。

第二節 女禰宜の職掌

宮地直一氏は『八幡宮の研究』(理想社、昭和三十一年二月)の中で原始神道では巫覡がおり、「巫は婦人の神子である」「神子は人間界において神を具体的に表現する者」であって「神子が神の声を聞き、人々に伝達し、それによって人間界が支配されてきた」(同書、八頁)。すなわち、「神子は現実界と精神界の最高権威者」(同書、九頁)であった。しかし、母権尊重の時代から父権尊重の時代になると、「神子は神ではなく、神に仕える者とするように」(同書、同頁)なっていた、と述べられている。

神の声を聞き人々に伝達することによって人間界が支配されていたとは、つまり託宣を行うことで神子がその集落を統治していたと言えよう。中野氏は『八幡信仰史の研究』(吉川弘文館、昭和四二年三月)の中で、宇佐において神子の役割を果たしていたのは女禰宜であったので、祝・禰宜・主神司^④が独自の

機能を果たしていた。その中でも、特に禰宜が重要な役割をもっていたことを指摘されている(同書、二九八頁)。

中野氏は、『八幡信仰』(塙書房、平成二三年六月)において「豊国奇巫よしのらふくまなまは仏教公伝といわれる五五二年から五八七年の間に、巫覡、シャマンでありながら、いつか法師として仏僧化していたということになるのではあるまいか。(中略)時代は下るが奈良時代の八幡宮の祓宜は、同時に尼僧であったことに思いに至る。」(同書、七六頁)と述べられている。『続日本紀』に見られる「禰宜尼」、「尼社女」という記事からも、中野氏の「八幡信仰史の研究」(吉川弘文館、昭和四二年三月)においての、大神社女が東大寺大仏開眼供養に向かう姿を描いた絵巻物が奈良手向山八幡宮に残されていて、その絵巻物の社女は尼僧の姿であるという指摘(同書、一一三頁)からも、奈良時代の女禰宜は禰宜職と尼を兼ねていたのではないかと推測される。但し、「禰宜尼」「尼社女」というような女禰宜が尼を兼ねていたと思わせる記事は社女以外にない。⁽⁵⁾

女禰宜が尼であるということは、神の声を聞き、その声に基づいて祭祀・政治を行う日本でのシャーマニズムと渡来人によつてもたらされた仏教が融合したことを示す。それならば、女禰宜の職掌として、神降ろし・託宣・呪術等が考えられる。女禰宜が託宣を主な職掌とし、且つその託宣が如何に重視され

ていたかは、中野氏等の研究で明らかになっていたので、託宣以外にどのような職掌で奉仕していたのかを探つてゆく。

女禰宜の職掌が分かる文献に宇佐宮の大宮司到津公弘が著した「齋会式」がある。『齋会式』は、享徳四年(一四五五)に編まれ、古くから宇佐宮で齋行されてきた祭祀と所役が記録されている文献である。その書物に記録されている女禰宜の奉仕の様子を見てゆくこととする。

(イ)「女禰宜忌子並大宮司已下祠官、参于殿別奉備進白散」(神道大系本、六七二頁)

(ロ)「御粥者、自お御炊殿い入い桶い御炊殿い加い用い持い之い(中略)少宮司、神主、御杖人為三手長三奉三所案上二祝再拜、(中略)次女官奉御粥」(同本、六八〇頁)

(ハ)「八乙女八人 五方役、女禰宜 大宮司 権大宮司 各二人 擬大宮司 権擬大宮司 各一人」(同本、六八六頁) 六八七頁)

(ニ)「自二女官之手一奉レ迎二御驗、奉レ安二外殿椅子御座一」(同本、六八八頁)

(ホ)「女官等参于内殿奉入御驗、差御戸加封」(同本、六八九頁)

(ヘ)「女官並大宮司已下祠官参御炊殿奉備御酒肴」(同本、七〇五頁)

(ト)「自_レ女官之手_レ奉_レ迎_レ御驗_レ奉_レ乘_レ御輿_一」(同本、七〇六頁)

(チ)「次各着座次第 女禰宜、忌子、頓宮廣庇大宮司已下祠官、

同庭上_{西上}」(同本、七〇七頁)

(リ)「若宮神馬二疋女禰宜、雜色付手口」(同本、七〇七頁)

これらの記事によれば御神体の移動や神殿の御扉開扉・神饌献徹といった神様に極めて近い所に奉仕したようである。(ハ)の史料に見える「八乙女」とは、舞に奉仕する者を指す。

東大寺大仏供養に際しては、神体を奉じて紫の御輿に乗って参列している。『八幡御託宣集』には孝謙天皇の天平勝宝元年(七四九)一二月丁亥の条に「大神朝臣社女拝_二東大寺_一」(神道大系本、五五四頁)とあり、大神社女が京へ上り、東大寺を拜んだことになっている。『類聚国史』の孝謙天皇の天平勝宝元年(七四九)一二月丁亥の条では、「八幡大神託宣向_レ京」(新訂増補国史大系本、六三三頁)とあり、八幡神が京に向かったとある。御神体を奉じること無く、女だけが紫の御輿に乗って参列していたならば、社女が自身に八幡神を降ろし、神と同等に扱われたと言えようが、神体を奉じているので、大神社女自身が神と同等に扱われたと考えるよりも、御杖代としての女禰宜の姿が見られる。御杖代として奉仕しているのは、この時だけではない。『御託宣集』によれば、養老四年(七一九)の「大

隈日向_二両国乱逆_一」の時、隼人征討に辛嶋勝波豆米が「大御神之御杖」になって両国に「行幸」している(神道大系本、七三頁)。

他には尼なので読経をすることもあるのではないかと思われるが、比叡山の僧のように女禰宜が何かに行事に際して公の場でお経を上げたという内容の史料は見られない。また、『続日本紀』の孝謙天皇、天平勝宝六年一月甲申(二四日)条に「薬師寺僧行信。与_二八幡神宮主大神多磨磨等_一。同_レ意厭魅。」(新訂増補国史大系本、二二二頁)とあり、祈祷や呪術といったことを行っていたことが窺える。この時の厭魅は、薬師寺が関わっていることから仏教系の手法を以って行われたと考えると、やはり女禰宜は仏教的な知識や技術も持っていたのではないかと思われる。

第三節 位階から分かる身分

女禰宜はどれ程の位を与えられていたのだろうか。『続日本紀』『大神氏系図』・『辛嶋氏系図』・『日本紀略』を基にまとめた。ここで、まず大宝令・養老令における位階について述べておく。この二つの令に規程される位階には、親王が賜る品位と、正位と従位に二別される内位・外正位・外従位に二別される外位があった。内位とは、中央の貴族や官人が与えられる位で、

特にこの内の正一位から従五位下までは天皇から貴族に直接授けられた位であった。それに対して外位は、地方の豪族に与えられる位であった。

女禰宜は、記録が見られる限りでは律令に規程される内位を与えられていることから、中央の官人とみなされ、貴族同等の位を持っていたと思われる。また、八幡宇佐宮の中では、大神社女が従四位下の時に主神^{なまがみ}大神朝臣多麻呂は外従五位下と女禰宜は主神よりも高い位を与えられていた。中野氏が「八幡信仰」(塙書房、平成二二年六月)の中で禰宜は「最高の位」(同書、六九頁)と述べられている通り、このことから、八幡宇佐宮の中で最高の地位にあったと言える。よって、『齋会式』に「女禰宜忌子並大宮司已下祠官」(神道大系本、六七二頁)、「女禰宜 大宮司 権大宮司」(同書、六八九頁)と女禰宜の職名が宮司の上に書かれることも、祭典において「女禰宜之酌者、神主執^レ之」(同書、六七二頁)、着座次第で「先女官、次大宮司、次権大宮司已下次官」(同書、六九〇頁)、「女禰宜、忌子、頓宮廣庇 大宮司已下祠官、同庭上」(同書、七〇七頁)とされるのも理解出来る。では、辛嶋氏と大神氏の間で位階に違いは無かったのだろうか。辛嶋氏の女禰宜は代々、正六位を与えられていたようである。大神氏の女禰宜で記録が見られる女性のうち宅女と社女は従八位上を与えられた後に外従五位下を従四

位下を賜っており、社女はその後に従四位下を与えられている。同じ女禰宜でも、辛嶋氏と大神氏で与えられる位階は違い、大神氏の方が位は高かったようである。

第二章 八幡宇佐宮に奉仕した辛嶋氏

第一節 渡来人の辛嶋氏

辛嶋氏はカラシマ氏と呼ばれている。『延喜式』巻第十では豊前国田川郡に鎮座される辛国息長大目神社の「辛」の字にカラと訓をふっている。また、『辛嶋氏系図』に「韓国令^レ知給、故於韓嶋之号起也、後以成^二辛嶋^一」(神道大系本、七五七頁)という記事がある。韓国という国号から「韓嶋」という号が起り、韓嶋が後に「辛嶋」と表記されるようになったというのである。

韓国とは、『日本書紀』巻第一七、継體天皇二四年九月条に「娶^二蕃女^一所^レ生。為^二韓子^一也。」(新訂増補国史大系本、三一頁)と記事があることから、「韓」は蕃、つまり朝鮮半島の国を指していることが分かる。『御託宣集』によると当時の朝鮮半島にあった「新羅・百濟・高麗」の三国を指して「三韓」と総称していた(神道大系本、一九頁)。つまり、三韓を「韓国」

と呼んでいて、後に三韓がある島ということと朝鮮半島は「韓嶋」と呼ばれるようになり、そして「韓嶋」は「辛嶋」と表記されるようになったのである。古代において韓国はカラノクニと呼ばれていたことから、韓嶋と辛嶋はカラシマと訓んで良いと思われる。

また、「韓国がある島」の意味の姓を持つことと、『宮寺録事抄』延暦年中御託宣の条の「唐辛島勝波豆馬」（神道大系 神社編七 石清水、二〇五頁）という記事から韓国から渡来してきた氏族であると考えられる。『辛嶋氏系図』によると辛嶋氏は勝姓を持っている。勝姓については、加藤謙吉氏の「秦氏とその民―渡来氏族の実像―」（白水社、平成二二年六月）によると「勝」はスクリ（スグリ）⁶と訓まれるが、正訓はマサであり、「勝」は村の長に対して与えられた姓であり、秦人集団を率いた氏族のようである（同書、四三頁）。神道大系の『新撰姓氏録』にも「勝」はマサと訓付けられているが、『新撰姓氏録』の「左京諸蕃上 百濟」を見るとカチと訓付けられており、正訓が必ずしもマサとは言えないのではないだろうか。また、「勝」は「須具利」とも訓付けられ、一郷の長であることを示す姓であるとする点では田中氏と加藤氏の論は一致している。

宮内庁正倉院事務所編纂の『正倉院古文書影印集成二』（八木書店、平成二年一月）に所収されている正倉院文書三八巻か

ら四〇巻を見ると、秦氏と勝姓は、「豊前国仲津郡丁里大宝二年籍」では、四八〇名中、勝姓が一六七名・秦部が二三九名（同書、二四八―二五七頁）、「豊前国上三毛郡塔里大宝二年籍」では、一二九名中、勝姓が五名・秦部が六三名（同書、二六二―二六八頁）、「豊前国上三毛郡加自久也里大宝二年籍」では七四名中、勝姓が二八名・秦部二六名（同書、二六八―二七一頁）と大宝二年の豊国仲津郡丁里（福岡県行橋市）・塔里（今の大分県宇佐市下矢部）・上三毛郡加自久也里の戸籍に多く見られる。『隋書』倭国伝に「竹斯国又東至秦王国」（清乾隆武英殿刊行景印『二十五史 一八 隋書』、藝文印書館、九二二頁）とある。達日出男氏は、『八幡神と神仏習合』（講談社現代新書、平成一九年八月）の中で、「七世紀初期の段階で多くの渡来人が豊前地域に住み、彼等は秦氏および秦系諸氏族であったことから「秦王国」と表現されたのではないか」（同書、七三頁）と述べられ、辛嶋氏を秦氏と結び付け、辛嶋氏も秦系諸族であると考えておられる。

中野氏の『八幡信仰と修験道』（吉川弘文館、平成一〇年二月）によると、朝廷の信用を得て勢力を拡大した豊国の秦氏の一派が宇佐で成長したのが辛嶋氏のようなのである（同書、二三〇頁）。『新撰姓氏録』に「左京諸蕃上^起秦公宿祿^社筑紫史井五氏」（神道大系本、六四五頁）とあるが、辛嶋氏はその中の一氏で

あろう。また、大秦公宿祢の尻付に、「応神天皇十四年来_レ率_二井七孫百姓_一帰化（中略）仁徳天皇御世以_三百廿七縣_一秦氏分_二置諸郡_一」（同書、同頁）とあるので、秦氏が帰化したのは応神天皇一四年であり、宇佐に辛嶋氏が出現したのは仁徳天皇の頃であることが分かる。帰化した理由は、『日本書紀』巻第十、応神天皇一四年条の「然因新羅人之拒_{（キヤク）}。皆留_二加羅國_一。爰遣_二葛城襲津彦_一。而召_二弓月之入夫於加羅_一。然經_二三年_一而襲津彦不_レ来焉。」（新訂増補国史大系本、二七六頁）という記事や応神天皇一六年八月条の「襲津彦久之不_レ還。必由_二新羅人拒而滯_レ之_一。」（同書、二七七頁）という記事、また、四世紀初頭には高句麗によって楽浪郡・帯方郡が滅ぼされていることから窺えるように、二世紀頃から四世紀頃の朝鮮半島は不安定な状況であって、それに伴う戦禍を逃れて来たものと考えられる。

『倭名類聚抄』（正宗敦夫氏編纂）巻九に「田河郡 香春（略）築城郡 綾幡（略）宇佐郡 辛島」（風聞書房、一四頁表）一五頁表」と郷名がある。香春郷は、今の福岡県田川郡香春町である。『豊前国風土記』の逸文に「昔者、新羅国神、自度到来、住_二此河原_一。便即、名曰_二鹿春神_一。」（新編日本古典文学全集本、五四八〜五四九頁）とあるように宇佐宮にご神鏡を奉納している香春神社が鎮座されている。綾幡郷は、今の福岡県築上郡築上町であり、矢幡八幡宮（金富神社）が鎮座されている。辛島

古代における宇佐神宮の女禰宜（須藤）

郷は駅館川左岸にある今の大分県宇佐市辛島地区で、「宇佐大神宮縁起」に「豊前国宇佐郡内大河流_{（今宇佐河西岸）}勝地_二（重松明久校注、現代思潮社、五五七頁）とある通り、辛嶋氏が住んでいた地域である。また、『正倉院古文書影印集成二（宮内庁正倉院事務所編纂、八木書店、平成二年一月）の大宝二年（七〇二）の丁里と塔里の戸籍を見ると、丁里には丁勝、塔里には塔勝がいる。この姓は、丁里に住む勝部、塔里に住む勝部ということを指していると考えられる。それならば、辛嶋勝は、辛嶋郷に住む勝部という意味になる。これらの郷名は八幡神や渡来してきた人々に関係あると思われる地名である。『御託宣集』第三巻の日本国御遊化部に八幡神が大和より九州に航路で渡って来て宇佐に入るまでの巡路が記されている。その記事によると八幡神は、豊後国の安岐林（大分県国東市）から高知保（宮崎県西臼杵郡）に下り、野郷（豊後国玖珠郡）に入って、北郷（福岡県田川郡）、紫野（福岡県北九州市小倉区・南小倉区・門司区）、田布江（大分県豊後高田市）の巡路で宇佐に入っている（神道大系本、四三〜四四頁、付録九頁参照）。

このように見てくると、日本に渡来した秦氏は各郡に分置されることになり、九州に派遣された一部の秦氏は航路で九州に入り、各地を廻って宇佐に行き着いた。そして、宇佐に行き着

いた秦氏の中で朝廷の信用を得て力を持った者の家筋が辛嶋勝という豪族になり、後に八幡宇佐宮の祝・禰宜家の辛嶋氏となつたのではないかとということが推測される。

また、『辛嶋氏系図』の「三女神宇佐島御降臨アリテ爾來奉仕女官之家ニテ先代皆女称ヲ以呼來候」（神道大系本、七五六頁）という記事から、一族の女性を以つて神に奉仕する氏族であつたことが分かる。祭政一致であつた古代においては、神に奉仕するという事は村を統治するということでもあつた。宮内庁正倉院事務所の『正倉院文書』（八木書店、平成二年一月）の勝姓の戸主を見てゆくと、全て男性であるが、『豊後国風土記』に、「於_二此村_一有_二女人_一、名曰_二速津媛_一、為_二其処之長_一。」（神道大系本、四三九頁）とあるように、当時は女酋という女性の首長も存在したので、宇佐宮に奉仕した辛嶋氏も女性を首長に置いていたと考えられる。

第二節 辛嶋氏の信仰

今の宇佐神宮は、『延喜式』では「八幡大菩薩宇佐宮」（神道大系本、四二八頁）とされ、大菩薩号を持つ点で特異な神仏習合のお宮であり、全国の八幡社のご本宮である。主祭神は応神天皇であり、八幡神と同一であるとされている。ここにいくつ

かの信仰が交ざっているように思われる。いくつの信仰が合わさつて八幡宇佐宮が形成されたとすれば、少なくとも奉斎氏族の信仰は反映されているはずである。そこで第二節では、辛嶋氏が元々どのような信仰を持っていたのかを考察して行きたい。

中野氏の『八幡信仰』（塙書房、平成二二年六月）においての「辛嶋氏に伝わつた家伝では、稻積山に降臨した神に辛嶋氏は奉仕していたということにならう。」（同書、六八頁）という論の通りであるならば、辛嶋氏の元々の信仰は八幡信仰ということになる。八幡信仰がどのような信仰であつたかを見てゆくと時に先ず注目したいのは、八幡童子が笹の葉の上に現れ託宣した場面である。この時、八幡童子は自らを「応神天皇」であり、「護国靈験威力神通大自在菩薩」であると言っている（『日本書紀』二六九頁・『宇佐大神宮縁起』五五六頁・『御託宣集』一三二頁・一八一頁・三五二頁・四六八頁・五一七頁・五一八頁）。中野氏の『八幡信仰と修験道』（吉川弘文館、平成一〇年二月）によると、笹の葉に神が現れるというのは朝鮮半島の巫覡の習俗であり、笹の葉に神を招くのは、朝鮮半島のシャーマンに近い託宣の仕方であると指摘されている（同書、四七頁・一八五頁）。

では、朝鮮半島のシャーマンの習俗とは、どのようなものなのだろうか。金泰坤氏・池春相氏・玄容駿氏の『靈を招く―

韓国のシャーマン』(国書刊行会、昭和五二年一〇月)と朴桂弘氏の『韓国の村祭り』(国書刊行会、昭和五七年五月、五四二―五六三頁)によると、祭祀者が山や海辺・洞口といったところの木や祠を神籬として神々や死者を招いて供物を供えて祈り、歌舞を奉納して慰め、それが終わると神霊・御魂を返すというものである。この時に白い紙や布を巻き付けた笹が依代として使用される(付録一〇―一二頁参照)。

祀られる神は、例えば漁村では、海神(竜神・海賊討伐の名将)、海で亡くなった人の霊、村では山の神や村の守護神、治病の神、開拓神、動物(蛇・猫)など様々である。御神体には、樹木・石柱・神囿(神の姿を描いた絵)・石竿・韓紙(朝鮮半島で発達した製紙技術で生産された紙)・造塔(石を円錐形に積み上げた高さ二メートル程の石塚)・岩があり、これに注連縄を張ることで神の神籬であると同時に結界の役割も持つとされている。

朴氏の『韓国の村祭り』によると、祭祀者は男性、女性シャーマン、或は神体を使った占い(神体を手にして生年月日を言った時に御神体が揺れるかどうかで決める)で選ばれた清浄な村人で、シャーマンは、世襲制の地域とそうでない地域がある。男性シャーマンと女性シャーマンの人数の割合も地域によって違いがあるようだ。辛嶋氏の場合はずっと女性を以って神に奉

古代における宇佐神宮の女禰宜(須藤)

仕していたので、世襲の女性シャーマンによる祭祀を行っていたのだろう。そうすると、女性シャーマンが司祭者となり、男性はその補助者となり、楽器の伴奏を担当する中国湖南省か、女性シャーマンが圧倒的に多い、ソウルを中心に広く分布した朝鮮中部の習俗を持っていたと考えられないだろうか。八幡宇佐宮の伝承にある、八幡神が金の鷹となり舞い降りたところに鷹居社を造営したというのは、韓国全羅北道(朝鮮八道のうちの全羅道の北半分。付録に地図を掲載しておく)扶安郡扶安邑に伝わる「昔、一羽の鳥が村を守護するために飛んできて居着くようになったので、その鳥のために祭りをおこなうようになった」(同書、一六六頁)という扶安邑の伝承と似ていることから、八幡信仰が朝鮮半島から入ってきた信仰ではないかと考えられる。

巫俗儀式としては歌舞が見られる。「巫」は、『箋注和名類聚抄』卷一に、「女能事無形、以舞降神者也」(京都大学文学部国語学国文学研究室編纂『諸本集成箋注和名類聚抄 本文編』、臨川書店、五五頁)また『朱子語類』卷之七十五に「巫其舞之尽神者、巫従二工両辺人字、是取象其舞、巫者託神、如二舞雲之類、皆須舞蓋以通暢其和氣、達于神明」(黎靖德著、中文出版社本、三〇七四頁)とある通り、人が踊る姿を表わした字である。舞を以って神を招き、神と人とを融合さ

せる人であった。それによってシャーマンは託宣を下したのである。

朴氏の『韓国の村祭り』によると、祭りに際して、祭祀者・供物・村民それぞれに禁忌があった。祭祀者の禁忌には、家の門と家族が使う井戸に注連縄を張ること、沐浴斎戒の反復・性生活を禁じる、犬肉と魚類を食することを禁じる、仮小屋で別火生活をする、外出を禁じる、死と女性を避けるといふことがある。供物の禁忌には、供物が祭田で採れた清浄な物であること、保管は他の物とは別にする。こと、臼に入れ、杵で搗いてから用いること、祭りの費用は現金ではなく穀物で出す、供物調理の前に沐浴する、供物の調理は祭主とその妻に限る、調理時、白紙やタオルで口を塞ぐ、供物を運ぶ時、白紙を口にして一人一器ずつ運ぶ、供物運搬時、女や喪中の人は外に出てはならないなど、特に清浄沐浴を厳しくしている。村民の禁忌には、村と門に注連縄を張り、門前に黄土を置くこと、妊婦の隔離、村外で不浄になった者は祭りが終わるまで村に入れないということがあった。家内を清潔にする、家畜が走り回らないようにする、静粛の維持は全体の禁忌であった(同書、五七〇頁)。

笹の葉に出現した童子が応神天皇であり、菩薩であるというのは、八幡信仰・応神天皇への信仰・仏教の三つの信仰が習合した、或は、八幡信仰か応神天皇への信仰のどちらかが仏教の

影響を受けていたと考えられる。『日本書紀』巻第二七、天智天皇十年十一月甲午朔癸卯(一〇日)条に「韓嶋勝娑婆」(新訂増補国史大系本、三〇一頁)とある。「娑婆」は仏教の言葉であることから、辛嶋氏は仏教を信仰していた氏族であり、八幡信仰は仏教系の信仰であったと思われる。また、『日本書紀』巻第二一、用明天皇二年四月条に天皇の不豫に際して「皇弟皇子引(豊国法師)入於内裏。」(新訂増補国史大系本、一三三頁)という記事がある。この記事から、豊国法師は医療技術を持っていたことが窺える。医療技術を持った法師といえは道教である。岸本英夫氏の『世界の宗教』(原書房、平成二一年九月)によると、道教では、不老不死を得るために丹薬・呼吸法などが研究された(同書、一八二〜一九〇頁)。よって、八幡信仰は朝鮮半島の巫覡の信仰に道教が雜ざって日本に伝わったものと推測される。

辛嶋氏は朝鮮半島巫覡の習俗、信仰を持っており、仏教・道教の影響を受けた人々だった。宇佐に入ってからについては、中野氏が『八幡信仰史の研究』(吉川弘文館、昭和四二年三月)で述べられている通り、「駅館川を越え、活動範囲を東に拡大したが、駅館川の右岸には宇佐氏が住んでいて辛嶋氏と宇佐氏が接触した」(同書、一六頁)その結果、「辛嶋氏の八幡信仰と宇佐氏の信仰が習合した。」(同書、同頁)と推察される。それを

示しているのが、古墳時代末の欽明天皇二九年（五六八）に宇佐氏が神体山と仰ぐ大尾峯に八幡神が現れたという話であろう。

第三節 『辛嶋氏系図』から見える辛嶋氏の女性

『辛嶋氏系図』を見てゆくと、桓武天皇の御代に八幡宇佐宮に奉仕した赤蜂より前には並基・並孝・龍磨以外、女性の名前しか見られないことに気が付く。六世紀の乙目から八世紀の赤蜂までに並基・並孝・龍磨以外に一人も男性が生まれなかったということは考えられない。よって、系図上の親子関係をそのまま信じることは出来ず、この系図上の信憑性は低いと言わざるを得ない。しかし、古津米・志津米・茂津米を除いた系図上の女性達は、『続日本紀』・『宮寺縁事抄』・『宇佐八幡宮縁起』・『宇佐宮劔玉集』・『宇佐使旧証』・『日本紀略』・『御託宣集』にも名前が見られ、『辛嶋系図』の記事も文献の記事と一致することから、系図の中の女性の記録は信用しても良いだろう。

系図や『御託宣集』によると乙目が敏達天皇の御代に祝として、その妹黒比売は采女として、阿古女・豊比売は忌子として奉仕した記録があり、八幡宇佐宮の女官の役職は禰宜だけではなかったことが分かる。辛嶋氏の女性は様々な役職に就いて奉仕したようであるが、やはり多くの女性は主に禰宜として奉仕

古代における宇佐神宮の女禰宜（須藤）

していた。系図を乙目から順に見てゆくと、辛嶋氏の女性が任じられた役職が、推古天皇以前（乙目から黒比売まで）は祝、七世紀から八世紀末（黒比売から阿古米まで）は禰宜、八世紀末から九世紀初頭（阿古米から豊比売まで）忌子と変化していることが分かる。また、辛嶋禰宜が活発に活動したのは六世紀から八世紀末で、全盛期は最も記事が多い波豆米の頃ではないかと推測される。

與曾米は天平神護元年（七六四）には正六位下であったが、神護景雲三年（七六九）に従六位上に位が落ち、宝龜四年（七七三）には禰宜を廃された。この後、辛嶋氏の女性が禰宜になったという記事は見られない。よって、この頃から辛嶋氏の禰宜は衰退していったと思われる。それは赤蜂以降、系図上に女性の名前が見られなくなっていることから読み取れる。古い時代の系図において女性は名前が残されることは無く、単に「女」とのみ記されていただけであった。同じく八幡宇佐宮に奉仕した宇佐氏の系図には女性の名前の記録は全くない。他氏の系図も、皇后になるなど朝廷と結びつきのある人や重要人物は女性でも名前が残っているが、そうでなければ名前は残されていないし、『大神氏系図』（神道大系本）も平安時代中頃までは女性（全員が禰宜に就任している）の名前が記されているが、平安時代末以降は男性の名前のみで女性の名前は記されて

いない。このようにみると、系図に記録がある女性は重要人物であったと考えられる。そうであるならば、赤蜂より前の時代の系図が女性の名前ばかりであったという事は、当時はそれだけ辛嶋氏の女性は重要な存在とみなされていたということを示していると言える。逆に赤蜂以降は何らかの事情によって辛嶋氏の女性の存在がそれまで程重視されなくなっていた、と考えられる。そうだとしたら、如何に禰宜職が権力ある役職だったかが窺えると同時に、辛嶋氏の女禰宜が衰退し、男性が代わるようになったのが赤蜂の前後、つまり奈良時代末から平安時代初期ではないかと思われる。

この頃から辛嶋氏の女性は祭祀の場から遠ざかり、代わって男性が惣検校として氏族の中で力を持ち、奉仕するようになった。それでも尚、禰宜職は男性ではなく大神氏の女性が就任していたのは、八幡宇佐宮では変わらず女性が重視されていて、且つ禰宜職に辛嶋氏の男性が就かなかつたのは、辛嶋氏と大神氏の間で禰宜職を巡った抗争⁸があり、その結果、辛嶋氏が敗れたためと推測される。辛嶋氏の禰宜と大神氏の禰宜の記事を年代順に並べて見ると、辛嶋氏の禰宜の記事が続く中に、突然、大神宅女と大神杜女の記事が出てくる。また、系図に見られる最後の女性である豊比売の後は大神氏の禰宜の記事しかない。大神杜女が呪詛を行ったとして島流しになった時、代わりに任

ぜられたのは大神氏ではなく辛嶋氏であったことから辛嶋氏と大神氏の間には氏族間の抗争があったことが窺える。

第三章 八幡宇佐宮に奉仕した大神氏

第一節 大神氏の出自

「大神」氏は、大神神社の三輪氏と同族ではないのだろうか。『扶桑略記抄二』の孝謙天皇の天平勝宝元年（七四九）七月二四日条では女禰宜大神杜女を「宇佐宮命婦大倭裳利女」（新訂増補国史大系本、九八頁）と書いている。「大倭」は「オオヤマト」であり、朝廷のあった大和国である。大神を「大倭」としていることから、大神氏は大和国に関わりがある氏族と考えられる。小川進一氏は『八幡本宮宇佐神宮と大神氏』（文芸社、平成一九年八月）で、大三輪氏の系図『三輪高宮家系譜』を根拠に「大神の比義は、大神神社第一七代目の当主、三輪の、身狭^{ひさ}の次男に生まれている。特牛の弟にあたる。子孫は、豊大神氏として栄える。その兄弟の次男である大神の比義は、豊前大神氏の祖として栄える。」（同書、三七～三八頁）と述べておられる。奥富敬之著『日本家系・系図事典』（東京堂、平成二〇年七月）によると、「奈良末期、大和三輪神社祠官家庶流

の大神比義が、豊前国宇佐（大分県宇佐市）の八幡宇佐宮の大官司となつて、豊前大神氏（宇佐大神氏）を呼称」（同書、一七三―一七四頁）した氏族のようである。

そこで、三輪氏の『三輪高宮家系譜』を見ると、大国主命から十七代目に比義の名前があった（『神道大系 神社編一―二大 神・石上』、一四二頁）。ここから大神氏は、三輪氏から出た氏族であると推察されるが、「諸上」以降の尻付が「宇佐神宮」となっている。平安初期まで宇佐宮は「八幡宮」「八幡神社」「八幡大神宮」と称されていて、「宇佐神宮」というのは、平安中期以降の称である。また、大神氏が『続日本紀』まで国史に登場しない。このことから、平安中期以降に「諸上」以降の人物が『三輪高宮家系譜』に書き足されたか、「宇佐神宮」だけが書き足されたものと考えられる。なので、『三輪高宮家系譜』の「信憑性は高いとは言えず、大神氏が三輪氏であるとは断言出来ない。また、大神氏の社会的地位が高かったとしたら、中野氏が『八幡信仰と修験道』（吉川弘文館、平成一〇年二月）で述べておられるように、出自がもつと明確に残されていた（同書、五三頁）だろうし、文献にも登場するはずではないか、と思われ、大神氏は元々はそんなに身分が高い家ではなかったのではないだろうか。三輪氏が大和国から大宰府に派遣されて来て、そのまま土着したとも思われるが、中央から派遣された

古代における宇佐神宮の女禰宜（須藤）

役人が土着するのは、平安時代以降の事であつて、大神氏は大宝二年の筑前・豊後の戸籍に既にその姓が見られるので、その説が成り立つとは考えにくい。

比義が三輪氏の出身ではないとしたら、次に考えられるのは北九州の氏族ではないかということである。大宝二年の筑前国の戸籍を見ると、嶋郡川辺里の戸籍に三〇一名中、大神部は一二名見られ（『正倉院古文書影印集成二』、二二三―二四四頁）、豊前国の戸籍では仲津郡丁里の戸籍に四八〇名中、大神部は二名見られる（同書、二四八―二五七頁）。勝部や秦部に比べると大神部は少ないようであるが、筑前・豊前国内の他の郡、里にももつと大神部を持つ人々がいたことが推測される。このことから、中野氏が『八幡信仰と修験道』で述べておられる通り、大和国の三輪氏が直接宇佐に下つたと考えるよりは、筑前・豊前国の大神部が宇佐に入つて来て、八幡宇佐宮に奉仕した大神氏となった（同書、二三九頁）と考える方が自然と思われる。

第二節 大神氏の宇佐入りと信仰

『宇佐市』上巻（賀川光夫監修、宇佐市史刊行会、昭和五〇年三月）をもとに考古学の面から豊前国を見ると、周防灘に面

した地域の縄文時代の地層から瀬戸内一帯で出土する土器が発掘されており、宇佐では韓国ソウル市岩寺洞遺跡で出土している礪石と同じ鞍形石皿（板状の石を磨耗させた石皿）が出土しているもので、早くから北九州沿岸において国内外との交易があったことが窺える。また、四世紀前半の造営になる宇佐最古の赤塚古墳は九州最古の畿内型古墳であり、大和政権の九州進出当初から宇佐は畿内の影響を受けていたこと、宇佐氏累代の墳墓とされる五世紀からの造営になる川部・高森古墳群は横穴石室であることから、五世紀の宇佐氏は大陸文化を採用していたことが窺えるのと同時に、宇佐に秦氏が入っていたのではないかとということが推察される。

辛嶋氏によって七世紀に造営された辛島地区の法鏡寺跡では、調査によって法隆寺式伽藍配置であり、百濟文化の影響を受けた寺であったことが分かっている。このように宇佐氏・辛嶋氏が関係していると思われる遺跡は見つかっているが、大神氏のものと思われる遺跡は八世紀の造営とされる鷹居社まで出て来ない。このことから、大神氏が宇佐に入ったのは辛嶋氏が宇佐に入った後と考えられる。

何故、大神氏が仲津郡からわざわざ宇佐まで下る必要があったのだろうか。その理由として、中野氏が『八幡信仰史の研究』で述べておられる様に、蘇我馬子が外交や仏教問題といった政

府が抱えていた問題を解決するにあたって「大神氏と渡来人を利用して解決しようとした」（同書、一四二頁）ということが考えられる。宮内庁正倉院事務所の『正倉院古文書影印集成二』（八木書店、平成二年一月）に収められている大宝二年（七〇二）の豊前国嶋郡川辺里の大神部荒人の戸籍に中臣部と宗我部から嫁いだ女性の名前があることから大神氏と蘇我氏が交流を持っていたのではないかとと思われる。そこで、当時の国内外の情勢と宇佐がどのような地域であったのか、ということから考えてみたい。

八幡神が始めて現れ、大神比義に神託を下した六世紀は、国内では蘇我氏と物部氏が仏教を取り入れるか否かで対立した。結果、崇仏派が勝利して蘇我氏が朝廷で権力を持った。また、蘇我馬子によって崇峻天皇が弑逆され、国外では新羅が勢力を増し、欽明天皇三年（五六二）には任那の日本府が新羅に滅ぼされる等、国内外で問題が絶えない時代であった。『日本書紀』巻第一九、欽明天皇二年四月条を見ると、「任那境接新羅。恐レ致卓淳等禍。」（新訂増補国史大系本、五四頁）また、欽明天皇二年七月条「方今任那境接新羅。宜常設備。豈能弛柝。」（同本、五七頁）とある。「卓淳」とは、五三〇年頃に新羅に滅ぼされた任那の一国で、卓淳国のように新羅に滅ぼされるのではないかという記事である。「柝」は拍子木のこと

で、常に新羅が攻めてきたときのために備え、警戒を緩めてはならないという記事である。この記事から当時の緊張感が窺える。小川進一氏が『八幡本宮宇佐神宮と大神氏』（文芸社、平成一九年八月）の中で、

蘇我の大臣稲目・馬子達は、磐井との戦いの後、二、三〇年を経過した頃になっても、まだ、完全に九州地方の実権を掌握しきっていないかったと考えられる。特に、この頃、

船の往来を考えると、今の玄海灘から下関、周防灘・豊予海峡にかけては、新羅に加勢する九州の勢力に支配されていたと思われる。百済を応援する大和朝廷にとって、それは、由々しき問題であった。（同書、五八―五九頁）

と述べておられるが、そうだとしたら、朝廷は、南下してくる新羅への対策として外交交渉を行う重要な場所でもあり、大陸に近く、交易が盛んで、文化の最先端の地でもあった北九州の警備を強固しておきたかったであろう。また、宇佐は、大阪から航路で九州を目指したときに四国を経由して最初に行き着く所で、九州進出において拠点とするに都合の良い所であった。そういったことから朝廷にとって宇佐はしっかり配下に置いておきたい地域の一つであった。

そこで、朝廷からある人物が遣わされた。それが大神比義であった。中野氏の『八幡信仰と修験道』によると、北九州には

古代における宇佐神宮の女禰宜（須藤）

神功皇后と胎中天皇にまつわる神話が多く、応神天皇を対象とする信仰が発達した地域と考えられていることから（同書、五四頁）、大神氏が応神天皇を対象とする信仰を持った氏族であつてもおかしくない。そのように考えると、中野氏が『八幡信仰史の研究』で述べられている通り、大神氏が宇佐に応神天皇を対象とする信仰を持ち込んだということになる（同書、一六頁）。

ここで、神功皇后と胎中天皇にまつわる神話が北九州に多い理由と応神天皇を対象とする信仰がどのような信仰かを考えた。神功皇后と胎中天皇にまつわる神話が北九州に多い理由は、朝鮮半島の位置関係を考えると分かる。北九州と朝鮮半島は近い。人々は、新羅が任那を滅ぼした後、さらに南下して北九州を攻めて来るのを恐れ、三韓征伐に出兵あそばされた神功皇后と胎中で御同行された応神天皇に救いを求めた。そして、朝鮮半島に近い北九州沿岸では応神天皇を対象とする信仰が広まり発達した。つまり、応神天皇を対象とする信仰は応神天皇を自国を防衛する神として崇拜する信仰であつたと考えられる。応神天皇の和風諡号が馬具である「鞞」の字とその字義を含む品陀和気命・大鞞和気命である背景には、そういった当時の人々の気持ちと応神天皇の神靈へ助けを求める祈りがあるのではないだろうか。また、『宮寺縁事抄』によると、八幡神は

「吾名護国靈験威力神通大自在菩薩」（神道大系本、一二頁）と名乗っている。八幡神が護国の徳を持つ菩薩であるということ
は、辛嶋氏の八幡信仰と崇仏派が推した仏教と自国防衛の性格
を持つ応神天皇の神霊への信仰が習合したことを示している。

では、大神氏が宇佐に入ったのはいつ頃だったのだろうか。

八世紀初期造営の鷹居社以前に大神氏関係の遺跡が見つかって
いないが、第二章第二節でも述べた通り、『宮寺縁事抄』では
「欽明天皇御時」、「八幡宇佐宮御託宣集」では欽明天皇一九年
（五六八）に応神天皇の神霊が八幡神として出現された。つま
り、六世紀半ばに既に応神天皇の神霊への信仰と八幡信仰は習
合しているので、少なくとも大神氏が宇佐に入ったのは六世紀
前半以前になることが分かる。中野氏は『八幡信仰史の研究』
で、比義が宇佐に入ると、応神天皇の神霊への信仰と辛嶋氏の
八幡信仰は対立した。「蘇我氏を背景に持つ大神氏に辛嶋氏は
敗れて応神信仰を受け入れ」（同書、一四〇～一四一頁）そ
して「八幡神は応神天皇という神格を与えられた。」（同書、
一四一頁）と述べられており、辛嶋氏は、応神天皇を対象とす
る信仰の切り換えに依じて禰宜として奉仕するようになったと
思われる。

おわりに

以上、三章に亘って述べてきたところを最後に要約しておき
たい。

第一章では、御神体の移動や神殿の御扉開扉・神饌献徹と
いった神様に極めて近い所に奉仕し、御杖代としても御奉仕し
た女禰宜が活躍したのは七世紀前後から中世までで、室町時代
半ばには女禰宜の衰退が表面化していた。奈良時代には禰宜職
に尼も兼ねて奉仕していたようであるが、平安時代は貴族の女
性と同じように女房装束を着ていた。また、宇佐宮関係文書か
ら宇佐宮の中では最も身分が高かったが、同じ女禰宜でも辛嶋
氏と大神氏で与えられる位階は異なり、大神氏の方が位は高
かった。

第二章では、辛嶋氏は秦氏から出た渡来氏族で、道教の影響
を受けた朝鮮シャーマンの習俗を持っており、これが宇佐宮に
おける八幡信仰の元となった。また、『辛嶋氏系図』から、如
何に禰宜職が権力ある役職だったかが窺え、辛嶋禰宜が活発に
活動したのは六世紀から八世紀末で、全盛期は最も記事が多い
波豆米の頃、つまり奈良時代ではないかということと、辛嶋氏
の女禰宜が衰退し、男性が代わるようになったのが、奈良時代

末から平安時代初期であったと考えられ、女禰宜の全盛期と衰退期を大まかではあるが、突き止めること出来た。

第三章では、豊前国仲津郡の大神部が、少なくとも六世紀以前に蘇我氏の命を負って宇佐に入って来て八幡宇佐宮に奉仕する氏族となったこと、大神氏が持っていた自国防衛の性格を持つ応神天皇を対象とする信仰は宇佐に入ると辛嶋氏の八幡神と習合して応神天皇は八幡神であるとされるようになったとみられる。

女禰宜の実態と辛嶋氏、大神氏については残された問題もいくつかあるが、これらのことは今後も研究を重ねてゆきたい。

注

- (1) 宮地直一著『八幡宮の研究』（理想社、昭和三十一年一月）・中野幡能著『八幡信仰史の研究』（吉川弘文館、昭和四十二年三月、増補版、昭和五〇年五月刊）・中野幡能著『八幡信仰と修験道』（吉川弘文館、平成一〇年二月）・中野幡能著『宇佐八幡宮放生会と法蓮』（岩田書院、平成一〇年一〇月）賀川光夫・藤田晴一著『宇佐古代国家の成立と八幡信仰の背景』（木耳社、昭和五十一年）・『宇佐宮』（吉川弘文館、昭和六〇年一〇月）・達日出典著『八幡宮寺成立史の研究』（続群書類従完成会、平成一五年三月）・達日出典

古代における宇佐神宮の女禰宜（須藤）

著『八幡神と神仏習合』（講談社現代新書、平成一九年八月）・小平美香著『女性神職の近代―神祇儀礼・行政における祭祀者の研究―』（ぺりかん社、平成二二年三月）・宮内彩子著『女神神職の研究』（平成一一年皇學館大学卒業論文）

(2) 辛嶋乙目は和銅五年（七二二）に御許山から郡瀬に移った八幡神の神託により大神比義と共に鷹居瀬社を造営し、ここに奉仕した。しかし、『辛嶋氏系図』（神道大本）の尻付には「敏達天皇御宇、為祝職」（同書、七五八頁）とある。敏達天皇の在位は飛鳥時代以前であるので、このままでは、乙目は少なくとも一二七年間奉仕したことになる。また、『八幡宇佐宮御託宣集』一四卷に、「三代前代天降止昔（一）（中略）有二大神比義云翁。年八百歳（二）五百歳」（同書、四一三頁）、「有三大神波知云翁。年八百歳（三）同書、同頁」とあるが、生存不可能な年齢である。鷹居瀬社造営より後の記録は、正史や『辛嶋氏系図』『扶桑略記』等の文献と一致するが、それ以前の記録は信憑性に欠ける。『八幡宇佐宮御託宣集』は、宇佐神宮における『記紀』のような文献と言えよう。

(3) 今永文書とは、『大分縣史料』（三〇）第一部 補遺（二）宇佐八幡宮関係文書』によると、大神氏の一流である今永

氏に伝えられた宇佐神宮関係文書のことである。今永氏は、雄黒麻呂の子で祝部の祖となった家頼の孫である惟信を祖とする家で、子孫は少宮司として、庶流は弁官・官人代・御馬所檢校職に就いて奉仕した(同書、五頁)。

- (4) 八幡宇佐宮の役職について『続日本紀』「八幡宇佐宮縁起」・『宮寺縁事抄』・『御託宣集』・『辛嶋氏系図』・『大神氏系図』を参考にして見てみる。八幡宇佐宮の役職は最初、欽明天皇の御代(六世紀末)に比義が祝に就いてから、敏達天皇の御代(六世紀末)に辛嶋乙女が禰宜に、黒比目が采女に就いており、養老四年(七一九)に辛嶋波豆米が御杖人として、天平神護二年(七六六)一〇月に大神田麻呂が主神司として文獻に見られる。高取氏の『神道の成立』(平凡社、昭和五四年一月)によると、主神司とは、カムツカサと訓まれ、神霊の依代となった人が発する神語を人の言葉に直して、神託の正否を判断する審神者の役割をする。大神田麻呂は八幡宇佐宮の大宮司の始めでもある。
- 一〇世紀末以降は、権擬大宮司・権少宮司・権祝・神主・社司・惣檢校・権惣檢校といった役職が見られる。
- (5) 杜女以外に「禰宜尼」、「尼社女」というような女禰宜が尼であると思わせる記載がある女禰宜はいない。八幡宇佐宮に社僧や尼が置かれるようになって以降の女禰宜が尼を

兼ねていたのか判然としない。

- (6) スクリには「勝」と「村主」がある。『新撰姓氏録』(神道大系本)によると、両者とも渡来氏族であり、呉、魏、漢の系統と百濟、高麗の系統に分けられる。前者は呉、魏、漢国皇帝の子孫であり、後者は百濟、高麗国の人の子孫である。

- (7) 神図に描かれる神は、一神だけではなかったようである。朴氏の『韓国の村祭り』によると、例えば、韓国の女性が礼服を着るときに着ける黒い冠と紫色の唐衣を着けた女神や海の神が娘を抱いている絵、竜王、山の神などが描かれるようである(同書、一六二～一六四頁)。

- (8) 加賀光夫氏と藤田晴一氏著の『宇佐—古代国家の成立と八幡信仰の背景—』(木耳社、昭和五一年二月)によると、七世紀末から八世紀初めの宇佐では、八幡神と仏教の対立を背景に宇佐氏と大神氏の間で抗争があったという(同書、八〇頁)。

- (9) 中野氏は、『八幡信仰史の研究』(吉川弘文館、昭和四二年三月)において、大三輪氏が大和国から瀬戸内を経由して宇佐に入った。大三輪氏と宇佐の大神氏は同族であるとされておられるが(同書、一三四～一三五頁)、その後には書かれた『八幡信仰と修験道』(吉川弘文館、平成一〇年

二月)では、筑前・豊前国の大神部が宇佐に入って来て、八幡宇佐宮に奉仕した大神氏となったとしておられる(同書、二二九頁)。

(すと) えり・平成二十四年度

皇學館大学文学部神道学科卒業生)

【編輯委員会註】

本稿は、平成二十四年度皇學館大学人文學會奨励賞受賞論文である。

古代における宇佐神宮の女禰宜(須藤)